

時間外労働に関する協定届 休日労働

事業の種類	事業の名称			事業所の所在地			
貨物自動車運送事業							
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18才以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため (詳細は別添協定書記載のとおり)	(別添協定書記載のとおり)	(別添協定書記載のとおり)	1週 時間 1日 時間	(別添協定書記載のとおり)		年 月 日から 年 月 日まで
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	同上	1週 時間 1日 時間	同上		年 月 日から 年 月 日まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18才以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業時刻		期間
需要の季節的な増大等に対処するため (詳細は別添協定書記載のとおり)		(別添協定書記載のとおり)	(別添協定書記載のとおり)	毎週1日 国民の休日	(別添協定書記載のとおり)		年 月 日から 年 月 日まで

協定成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

印

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 ()
年 月 日

使用者 職名
氏名

印

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - (2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- 3 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

備考

◎ 「協定当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」の欄の記載例としては、次のようなことが考えられる。(イ)投票による選挙。(ロ)挙手による選挙。(ハ)投票による信任。(ニ)挙手による信任。(ホ)回覧による信任。
(ヘ)2労働組合の話し合い(2労働組合の組合員の合計は、全労働者数の過半数)。(ト)各職場ごとに職場の代表を選出し、これらの者の過半数の賛成を得て選出。(チ)その他。
(注)：(チ)のその他については(イ)～(ト)の例に従いその内容を記入すること。

(自動車運送事業用)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)

労働者代表 (労働組合名称、

代表者氏名) は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める

法定労働時間 (1 週 40 時間、1 日 8 時間) 並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働

時間で、かつ 1 日 8 時間、1 週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働

(以下「時間外労働」という。) 及び労働基準法に定める休日 (毎週 1 日又は 4 週 4 日) における労働 (以下「休日労働」という。) に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第 2 条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせる

ことができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 才以上の者)	延長することができる時間			期間
				1 日	1 日を超える一定の期間 (起算日)		
					2 週 (/)	1 箇月 (/)	
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため	自動車運転者					年 月 日から 年 月 日まで
	・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため						
	・当面の人員不足に処するため						
② 1 年単位の变形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため	自動車運転者					
	・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため						
	・当面の人員不足に処するため						

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める 1 箇月についての拘束時間並びに 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第 3 条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 才以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者		・法定休日のうち、2 週を通じ 1 回 ・始業及び終業時刻はあらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業時刻とする	年 月 日から 年 月 日まで

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第 4 条 前 2 条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第 5 条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2 日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第 6 条 第 2 条の表における 2 週、1 箇月及び 1 年の起算日並びに第 3 条の表における 2 週及び 4 週の起算日はいずれも 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

労働者代表

印

(労働組合名称
代表者職氏名

印)

使用者職氏名

印

貨物自動車運送に従事する自動車運転者の1箇月
についての拘束時間の延長に関する協定書

_____と、労働者代表_____

(労働組合名称_____代表者氏名_____)は、
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示)第4条第1項第1号ただし
書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、_____とする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は_____日とする。

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年間計
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

- 3 本協定の有効期間は、_____年 _____月 _____日から_____年 _____月 _____日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、_____日 (_____日以上) 前まで
に協議を行い、変更を行うものとする。

_____年 _____月 _____日

労働者代表

印

(労働組合名称
代表者 職名
氏名) 印

使用者 職名
氏名

印